

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年8月2日（平成28年（行情）諮問第480号）

答申日：平成29年2月15日（平成28年度（行情）答申第729号）

事件名：特定の情報公開の不開示決定に関与した公務員等全員の出勤簿の不  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「情報公開の不開示決定（平成28年4月28日付け国広情第23号）  
に関与した公務員等全員の出勤簿」（以下「本件対象文書」という。）に  
つき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3  
条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月8日付け国広情第14  
3号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行  
った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求め  
る。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載  
によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

出勤簿は開示情報であり、どこの省庁でも開示されている行政文書で  
ある。

##### （2）意見書

ア 本件は、以下の理由により、出勤簿は開示されなければならない。

イ 「出勤簿」については、処分庁は過去の開示決定において開示して  
いることから、開示対象文書であるため、開示されなければならない。

処分庁が、過去に開示した出勤簿を疎第1号証（添付略）として提  
出する。

このことから、本件対象文書である出勤簿は、処分庁においては開  
示対象文書である。

ウ 本件で諮問庁等は、審査請求人が過去に処分庁に対して、複数回開  
示請求を行っていたことを不開示理由にしているが、これこそ特定個  
人が、処分庁に対して、「開示請求を行っていた」と言う個人情報で  
あり、また、特定個人が処分庁に対して、憲法16条に基づいて提出

した書面内容を本件不開示理由にしているが、これも特定個人が請願書を処分庁に提出したと言う個人情報であり、本件とは全く関係の無い事案である。

諮問庁等は、特定個人が憲法16条に基づいて、行政庁に提出した請願内容を本件で公開しているが、これは、如何な理由があろうともやってはならないことである。

公務員には守秘義務があり、それを破ると罰則規定がある。

諮問庁等は、審査請求人が憲法16条に基づき提出した請願内容を不開示理由にしているが、審査請求人は、諮問庁等が主張している「求回答書（最後通告書）」なる文書については、全く知らない。

仮に知っていても、その内容と本件とは全く関係の無い事案であり、本件意見書内容は答申を経て、インターネット等で公開され、不特定多数の国民が閲覧することができるのである。

本件諮問事件で、諮問庁等が主張している「求回答書」なる文書の提出を認めるということは、審査請求人が処分庁に対して、憲法16条に基づき請願書を提出したということを不特定多数の国民に知られてしまうということである。

請願の内容によっては、それが気にいらぬ国民も出てきて当然であり、特定個人だと判別することも可能なのである。

本件で諮問庁等は、自分等の都合のためであれば、国民はどうなっても構わないと言うのが、諮問庁等の姿勢である。

いずれにしても、諮問庁等は、審査請求人が過去に複数回開示請求を行っていたとか、求回答書を提出したと主張しているが、その様なことは全く知らないし、仮に知っていたとしても、それは、審査請求人の個人情報であり、本件開示請求とは全く関係がないことは言うまでもない。

エ 法では、誰が行っても同一の理由で同一の決定を行わなければならないのは、大原則である。

特定個人のみには適用しない不開示理由は、あってはならない。

もし、その様な決定を認めてしまうと、同じ対象文書でも、この国民には開示するが、この国民には不開示にできるということになり、法は勿論、憲法で規定する「法の下での平等」ではなくなるからである。

そもそも、公務員はこの様な差別行政を行ってはならない。

開示請求者の中には、公務員を殺害して、刑務所で服役していた元受刑者もいるかもしれない。

その様な開示請求者がいたとしても、不開示理由で公務員を殺害して服役していた受刑者だから、危害を加えられる可能性があると言

う理由で不開示にしてはならない。

なぜならば、公務員を殺害して刑務所に入っていたと言うのは、その開示請求者の個人情報だからである。

同じ対象文書の開示請求では、刑務所に入っていない善良な開示請求者であろうが、公務員を殺害して刑務所に入っていた元受刑者の開示請求者であろうが、同一決定を行わなければならないのが、法の規定である。

開示決定を行うに当たっては、開示請求者の思想や、前科、前歴、過去の行動等での決定を行ってはならないことは、言うまでもない。オ 以上、本件対象文書である「出勤簿」は、疎第1号証（添付略）で開示されている開示対象文書であり、「出勤簿」については、人事院通達給実申第676号に基づき、どこの行政庁でも作成されている行政文書であり、個人情報を除き開示されなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 審査請求人は、原処分を取消し、本件対象文書の開示を求めていることから、不開示決定の妥当性について、以下のとおり検討する。

本件対象文書は、「情報公開の不開示決定（平成28年4月28日付け国広情第23号）に關与した公務員等全員の出勤簿」である。

- 2 本件開示請求の対象である出勤簿は、職員個人の氏名、その者の登庁及び休暇に関する個人情報が含まれており、法5条1号の「個人に関する情報」に該当する。

- 3 また、審査請求人は、過去の開示請求において国土交通省に複数回にわたって問合せを行った際に、電話対応した職員の説明に対して冷静に聞く態度を全く示さず、一方的に当該職員に対して、暴言を浴びせ、「俺は、お前を刑事告発して、クビにさせることができるんだぞ」と発言し、また、当該職員の行為が犯罪に該当すると言い張り「お前は死刑だぞ」などの発言を行っている。さらに、請求人から送付された「求回答書（最後通告書）」なる文書には、国土交通大臣を刑事告訴する旨の記載がなされており、また、別件の開示請求書に同封された提出資料にも明確に「関係者等を刑事告訴する」旨が記載され、行政事務の遂行に支障をもたらすのみならず、当該職員に対して危害を及ぼそうとする悪意がうかがえる。加えて、個人に関する情報である職員の出勤簿の開示請求を複数回にわたり繰り返すことは、関係職員に心理的圧力を与えることになるとも言える。

このような経緯を踏まえると、本件対象文書を公にすると、関係する職員が特定され、職員の日常生活の平穩が害されるなどの危害が加えられるおそれがある。また、関係する職員に対して威圧的な電話による問合せがなされることにより、日常の行政事務の遂行が妨げられるおそれがある。したがって、本件対象文書に記載された情報は、法5条6号柱書きに規定

する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」情報に該当する。

- 4 加えて、審査請求人はこれまで、請求人からの電話に対応した当省職員や、当省大臣官房広報課情報公開室及びホットラインステーションで請求人からの事案に関係した職員の出勤簿の開示請求を繰り返しているが、上記2に記載したとおり、個人の出勤等に関する情報を記録するにすぎない文書である出勤簿の開示請求を繰り返すことは、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱していることから、社会通念上妥当と認められる範囲を超えており、権利の濫用であると言わざるを得ない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月12日 審議
- ⑤ 平成29年1月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号及び6号柱書きに該当し、かつ、権利の濫用であるとしてその全部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、国土交通省大臣官房広報課情報公開室の職員に係る出勤簿であり、それぞれ①氏名欄、②月日ごとに職員が出勤したことを証するための押印欄、③月日ごとの欠勤・休暇等記載欄、④年次休暇付与日数、⑤休暇等の集計欄、⑥備考欄の各欄及び様式から構成されていることが認められる。処分庁は、本件対象文書の全部を不開示としている。
- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件開示請求の経緯及び本件対象文書を不開示とすべき理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

##### ア 本件開示請求の経緯

- (ア) 本件は、審査請求人からの別件行政文書開示請求事案（以下「別件事案」という。）について、開示請求書に開示文書の写しを送付するよう記載して郵便切手を同封していたものの、国土交通省では

そのような便宜的取扱いをしていないことから、大臣官房広報課情報公開室の職員がこれを使わずに返送し、原則どおり開示の実施方法等申出書とともに郵便切手を送付するよう求めたことに端を発したものである。

(イ) 審査請求人は、職員の上記対応に激高し、複数回にわたり情報公開室に電話をかけ、応対した職員の説明に対して冷静に聞く態度を全く示さず、「開示請求書にこちらの希望を書いているだろう。なぜできないのか。お前らは無能か。公務員なら国民のために働くんだろう。」などと一方的に罵詈雑言を浴びせ、「俺は、お前を刑事告発してクビにさせることができるんだぞ」、「お前は公務員職権濫用罪で死刑だぞ」などと暴言を繰り返した。また、職員が提出を求めた別件事案の開示の実施方法等申出書に「郵便切手を2回郵送しなければならぬ理由を1週間以内に書面で回答せよ。回答がない場合は、関係者等を刑事告訴する。」などと記載して提出した。

(ウ) そして、審査請求人は、別件事案を担当した職員を「仕事が出来ない」と批判して「別件事案を処理した仕事ができない公務員等全員の出勤簿」の開示請求を行い、不開示決定を受けると、(i) 同不開示決定の手續に關与した職員等の出勤簿等、(ii) 同不開示決定に対する行政不服申立事件について当審査会に諮問時に提出した理由説明書の作成に關与した公務員等の出勤簿、(iii) 同理由説明書に「当方」等と記載されている職員の出勤簿及び(iv) 特定期間に国土交通省情報公開担当部署で職務を遂行していた公務員等全員の出勤簿(責任者を含む。)と立て続けに開示請求を行った。そして、いずれも不開示決定を受けると、(iv)の開示請求に対する不開示決定(平成28年4月28日付け国広情第23号)に關与した公務員等全員の出勤簿(本件対象文書)の開示請求を行ったものである。これらの開示請求は、同じ情報公開室に所属する職員の出勤簿の開示を繰り返し求めるものと認められる。

(エ) このように、審査請求人は、情報公開室の職員の行為があたかも犯罪に当たるかのように因縁を付け、刑事告発するなど威圧的な言動を行った上、職員の出勤簿の開示を執拗に求めていることから、本件開示請求の意図、目的には、職員に対して危害を及ぼそうとする悪意がうかがえる。

#### イ 法5条1号該当性

(ア) 本件対象文書は、職員の氏名の記載があることから、それぞれ、各職員ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(イ) 情報公開室の職員は公務員であるところ、平成17年8月3日情

報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（以下「申合せ」という。）によれば、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされており、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合としている。

(ウ) 上記アに記載した本件開示請求の経緯からすると、本件対象文書に記載された各職員の氏名及び印影を公にすると、各職員があたかも犯罪を行ったかのような誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、各職員の権利利益を害するほか、今後、各職員が開示請求者の威圧的な要求に対して正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせ、諮問庁の情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件対象文書の各職員の氏名及び印影は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(エ) 本件対象文書の各職員の氏名及び印影以外の部分には、各職員の休暇の取得状況等の私生活に関わる情報や異動に係る情報が記載されており、これらの情報は当該職員の職務遂行の内容に係る情報ではないため、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

(オ) 以上のことから、本件対象文書に記載された情報は、全て法5条1号の不開示情報に該当し、これらを除いた部分に有意の情報は記載されていないから、本件対象文書の全部を不開示としたことは妥当であると考えられる。

#### ウ 法5条6号柱書き該当性

上記アに記載した本件開示請求の経緯からすると、本件対象文書を公にすると、各職員を名指しして、あたかも犯罪を行ったかのような誹謗、中傷又は攻撃の電話がかかり、各職員がその対応に苦慮し、威圧的な要求に対して正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせるほか、このような電話の応対に時間を取られて通常の事務処理が遅延するなどし、情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件対象文書は、法5条6号柱書きにも該当すると考える。

## エ 権利の濫用について

審査請求人はこれまで、審査請求人からの電話に対応した国土交通省職員や、情報公開室及びホットラインステーションで審査請求人からの事案に関係した職員の出勤簿の開示請求を繰り返しているが、個人の出勤等に関する情報を記録するにすぎない文書である出勤簿の開示請求を繰り返すことは、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱していることから、社会通念上妥当と認められる範囲を超えており、権利の濫用であるといわざるを得ない。

(3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 本件開示請求の経緯をみると、諮問庁が説明するとおり、別件事案を端緒として、審査請求人から情報公開室の職員の出勤簿の開示請求が立て続けに行われ、更に本件対象文書の開示請求に至ったことが認められる。

イ また、審査請求人が電話等で、職員の行為が犯罪に当たるから刑事告発するなど威圧的な言動を行ったという上記諮問庁の説明は、これを否定できない。

ウ 本件対象文書は、職員の氏名の記載があることから、それぞれ、各職員ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

エ 本件対象文書の①欄及び②欄の各職員の氏名及び印影については、諮問庁の説明する本件開示請求の経緯及び審査請求人の言動からすると、これらを公にすると上記(2)イ(ウ)に記載した特段の支障の生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は、これを否定し難い。そうすると、各職員の氏名及び印影は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない(印影は、当該職員が特定日に出勤して職務に従事したことを示すものではあるが、職務遂行の内容に係る情報とはいえない)。さらに、当該氏名及び印影は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

オ 次に、本件対象文書の③欄ないし⑥欄には、各職員の休暇の取得状況等の私生活に関わる情報や異動に係る情報が記載されているところ、これらの情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しない。また、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。さらに、これらの情報を公にすると、知人、同僚等であれば当該職員を特

定することが可能であり、その場合、当該職員の私生活の内容を知られる結果となることから、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められず、法6条2項による部分開示をすることはできない。

カ したがって、本件対象文書の①欄ないし⑥欄に記載された情報は、全て法5条1号の不開示情報に該当し、これらを除いた様式部分に有意の情報が記載されていないとの諮問庁の説明も首肯することができるから、本件対象文書の全部を不開示としたことは、同条6号柱書き及び権利の濫用の点について判断するまでもなく、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び6号柱書きに該当し、かつ、開示請求が権利の濫用であるとして不開示とした決定については、同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書き及び権利の濫用の点について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋